

○総務省令第四十号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二十八条第二項、第三十二条及び第三十五条並びに附則第三条第一項の規定に基づき、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則

（法第二十八条第一項の私有林人工林の面積の補正）

第一条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積は、次の表の上欄に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて補正するものとする。

市町村の区分		率
農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）により調査した平成二十七年二月一日現在における当該市町村の区域に係る林野率（次項において「林野率」という。）が百分の七十五以上百分の八十五未満であるもの	一・三	
林野率が百分の八十五以上であるもの	一・五	

(法第二十八条第一項及び第二十九条の林業就業者数)

第二条 法第二十八条第一項に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村において林業に就業する者の数は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）により調査した平成二十七年十月一日現在における各市町村における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数とする。ただし、当該林業に就業する者の数が公表された後において市町村の廃置分合があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の林業に就業する者の数を関係市町村において林業に就業する者の数に加え、又は関係市町村において林業に就業する者の数から減じたものとして総務大臣が定める林業に就業する者の数とすることができる。

2 法第二十九条に規定する官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県において林業に就業する者の数は、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における各都道府県における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数とする。ただし、当該林業に就業する者の数が公表された後において都道府県の境界にわたって市町村の廃置分合があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の林業に就業する者の数を関係都道府県において林業に就業する者の数に加え、又は関係都道府県において林業に就業する者の数から減じたものとして総務大臣が定める林業に就業する者の数とすることができる。

(法第二十八条第一項及び第二十九条の人口)

第三条 法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。

(端数計算)

第四条 第一条の規定により私有林かつ人工林の面積を補正する場合において、同条の規定により補正された後の数に一ヘクタール未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 森林環境譲与税を市町村及び都道府県に譲与した後において、その譲与額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該市町村又は都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各市町村及び都道府県に譲与する額は、法第三十条の規定により当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項

の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第三十条の譲与額として算定した各市町村及び都道府県に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行し、平成三十一年度分の森林環境譲与税から適用する。

(法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項の林野庁長官が実施した調査)

第二条 法附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査は、平成二十九年において森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項に規定する全国森林計画をたてるために林野庁長官が実施した調査とする。

(平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度における法第二十八条第一項の私有林人工林の面積)

第三条 平成三十一年度から平成三十三年度までの各年度において法附則第三条第一項の規定により

読み替えて適用される法第二十八条第一項に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計である農林業構造統計の最近に公表された結果又は林野庁長官が実施した調査のうち総務省令で定める調査の最近に公表された結果による私有林かつ人工林の面積は、前条に規定する調査の結果による平成二十九年三月三十一日現在における私有林かつ人工林の面積（以下この条において「私有林人工林面積」という。）とする。ただし、当該私有林人工林面積が公表された後において市町村の廃置分合があつたときは、総務大臣が必要と認める場合に限り、当該廃置分合に係る区域の私有林人工林面積を関係市町村の私有林人工林面積に加え、又は関係市町村の私有林人工林面積から減じたものとして総務大臣が定める私有林人工林面積とすることができる。

（福島県南相馬市等に係る林業就業者数の特例）

第四条 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村において林業に就業する者の数は、第二条第一項の規定にかかわらず、国勢調査令により調査した平成二十二年十月一日現在における当該市町村における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数（以下この条において「林業就業者数」という。）に、同令により調査した平成二十七年十月一日現在における全国の林業就業者数を同令により調査した平成二十二年十月一日現在における全国の林業就業者数で除して得た率を乗じて得た数（

次項において「特例数」という。）とする。

2 福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県において林業に就業する者の数は、第二条第二項の規定にかかわらず、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）における林業就業者数の合計数に前項に規定する市町村の特例数の合計数を加えた数とする。

（福島県南相馬市等に係る人口の特例）

第五条 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。

2 福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合

計数を加えた数とする。

（地方自治法施行規則の一部改正）

第六条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (第十五条関係)

歳 入		入	
都 道 府 県	市 町 村	都 道 府 県	市 町 村
款	項 目	款	項 目
[1 略]		[1 略]	
[2 略]			
3 地方譲 与税	[1～5 略] 森林環境 譲与税	2 地方譲 与税	[1～3 略] 森林環境 譲与税
[4～15 略]		[3～20 略]	1 森林環境 譲与税

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の

規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4
地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「3 地方譲与税

[1～5 略]

6 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

「3 地方譲与税

[1～5 略]

6 森林環境譲与税

1 森林環境譲与税

「4 略]

すること。

2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (第十五条関係)

歳 入		入	
都 道 府 県	市 町 村	都 道 府 県	市 町 村
款	項 目	款	項 目
[1 同左]		[1 同左]	
[2 同左]			
3 地方譲 与税	[1～5 同 左] [新設]	2 地方譲 与税	[1～3 同 左] [新設]
[4～15 同左]		[3～20 同左]	[新設]

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の

規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4
地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

「3 地方譲与税

[1～5 同左]

[新設]

[新設]

「3 地方譲与税

[1～5 同左]

[新設]

[新設]

「4 同左]

すること。

2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係

<p>市町村、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市、地方税法第 103 条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「12 地方特例交付金」とし、以下順次 4 号ずつ繰り下げ、</p>	<p>市町村、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市、道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市、地方税法第 103 条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第 1 項の規定の適用を受けることとなる市町村にあつては、市町村の欄の款の欄中「8 地方特例交付金」を「12 地方特例交付金」とし、以下順次 4 号ずつ繰り下げ、</p>
<p>「 2 地方譲与税</p> <p>[3～7 略]</p>	<p>「 2 地方譲与税</p> <p>[3～7 同左]</p>
<p>「 1～3 略]</p> <p><u>4</u> 森林環境譲与税</p>	<p>「 1～3 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>「 1～3 略]</p> <p><u>4</u> 森林環境譲与税</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p>[3～11 略]</p>	<p>「 1～3 同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>4</u> [同左]</p> <p><u>5</u> [同左]</p> <p><u>6</u> [同左]</p> <p>[3～11 同左]</p>
<p>「 2 地方譲与税</p> <p>[3～5 略]</p> <p>すること。</p>	<p>「 2 地方譲与税</p> <p>[3～5 同左]</p> <p>すること。</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第七条 都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（平成二十九年総務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(都の標準税収入額の算定方法)

第一条 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額

〔二 略〕

(特別区の標準税収入額の算定方法)

第二条 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二十條の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。

(都の標準税収入額の算定方法)

第一条 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める都の標準税収入額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- 一 都の全区域を道府県とみなして地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となった地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額

〔二 同上〕

(特別区の標準税収入額の算定方法)

第二条 災害対策基本法施行令第四十三条第二項に規定する総務省令で定める特別区の標準税収入額は、地方自治法施行令第二十條の十二第一項の規定により算定した基準財政収入額からその算定基礎となった事業所税、特別とん譲与税、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税に係る額を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該算定の基礎となった地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。